



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

労務アシスト通信 α

3

2023

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電 話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com HP：https://roumu-assist.com/

適用待ちの改正

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定 0.2%(労使で0.1%ずつ引き上げ

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定されました。財源確保のため、次のように引き上げられることになりました。

.....令和5年度の雇用保険の保険料率.....

●令和5年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

事業の種類	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分		
いわゆる一般の事業	1,000 分の 15.5 〔1,000 分の 13.5〕	1,000 分の 6 〔1,000 分の 5〕	1,000 分の 6 〔1,000 分の 5〕	1,000 分の 3.5 〔1,000 分の 3.5〕	
			計 1,000 分の 9.5 〔1,000 分の 8.5〕		
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000 分の 17.5 〔1,000 分の 15.5〕	1,000 分の 7 〔1,000 分の 6〕	1,000 分の 7 〔1,000 分の 6〕	1,000 分の 3.5 〔1,000 分の 3.5〕	
			計 1,000 分の 10.5 〔1,000 分の 9.5〕		
いわゆる建設の事業	1,000 分の 18.5 〔1,000 分の 16.5〕	1,000 分の 7 〔1,000 分の 6〕	1,000 分の 7 〔1,000 分の 6〕	1,000 分の 4.5 〔1,000 分の 4.5〕	
			計 1,000 分の 11.5 〔1,000 分の 10.5〕		

〔 〕は
令和4年 10 月
から令和5年 3
月までの間の率

★ 令和5年4月から令和6年3月までの間の雇用保険の保険料率が決まり、現行の率から1,000分の2（労使で1,000分の1ずつ）引き上げられることになりました。

なお、前年度（令和4年度）には年度途中の引き上げがありましたが、本年度（令和5年度）についてはその予定はありません。

〈補足〉労災保険の保険料率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

要チェック

賃金引き上げ特設ページを開設(厚労省)

厚生労働省が「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、平均的な賃金額がわかる検索機能、各種助成金など、賃金引き上げのために参考となる情報が掲載されています。賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用ください！

.....賃金引き上げ特設ページを開設／ページのメニューを紹介.....



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

※厚生労働省の
「最低賃金特設
サイト」から入
ることができます。

★ 中でも、賃金検索機能は地域・業種・職種ごとに平均的な賃金を調べることができる機能となっており、企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。是非ご利用ください。

次ページへ続く

適用待ちの改正

令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る協会けんぽ（全国健康保険協会）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分^{〈補足〉}）から適用される保険料率の見直しを行います。

令和5年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

〈補足〉企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

.....令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率.....

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

.....は変更あり（静岡県以外は変更あり）

北海道	10.29%	石川県	9.66%	岡山県	10.07%
青森県	9.79%	福井県	9.91%	広島県	9.92%
岩手県	9.77%	山梨県	9.67%	山口県	9.96%
宮城県	10.05%	長野県	9.49%	徳島県	10.25%
秋田県	9.86%	岐阜県	9.80%	香川県	10.23%
山形県	9.98%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.01%
福島県	9.53%	愛知県	10.01%	高知県	10.10%
茨城県	9.73%	三重県	9.81%	福岡県	10.36%
栃木県	9.96%	滋賀県	9.73%	佐賀県	10.51%
群馬県	9.76%	京都府	10.09%	長崎県	10.21%
埼玉県	9.82%	大阪府	10.29%	熊本県	10.32%
千葉県	9.87%	兵庫県	10.17%	大分県	10.20%
東京都	10.00%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.76%
神奈川県	10.02%	和歌山県	9.94%	鹿児島県	10.26%
新潟県	9.33%	鳥取県	9.82%	沖縄県	9.89%
富山県	9.57%	島根県	10.26%	—	—



2 介護保険料率〔全国一律／40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律 1.82%（1.64%から変更）

⑤ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★ 静岡県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。全国一律の介護保険料率も変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。

お仕事
カレンダー
3月



3/10

● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

● 2022年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限

3/31

● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

● 4月・7月・10月決算法人消費税の中間申告（決算応当日まで）

● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

